

下久保ダムにおける
堆砂土引取希望者公募要領

令和6年4月
独立行政法人水資源機構
下久保ダム管理所

第1 趣旨

この公募要領は、「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」（令和6年3月13日制定）に基づき、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所（以下「管理所」という。）が管理する下久保ダムのダム管理上支障となっている堆砂土を、資源の有効活用と下久保ダムの維持管理経費の削減を図るため、堆砂土引取希望者を公募することについて、必要な事項を定めるものです。

第2 堆砂土引取希望者の資格

堆砂土引取希望者は、別に定める「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」のとおりとします。

第3 引き渡しの条件

今回の公募対象の堆砂土引取希望者への引き渡し条件は以下のとおりとします。

(1) 引き渡し予定数量

- ・ 最大約2000m³

なお、機構が実施する掘削等の対象場所は別添位置図、平面図のとおり。

(2) 引き渡し場所

- ・ 下久保ダムの貯砂ダム（別添位置図、平面図）からの運搬距離が約2.2km程度以下の範囲において、堆砂土を適切に集積等が実施可能な堆砂土引取希望者が確保した用地（以下「確保用地」という。）にて引き渡すこととします。
- ・ 確保用地に必要な条件は以下のとおりとします。
 - ① 確保用地内に堆砂土を集積する面積（(3)に示す条件で盛土を行った場合に必要な面積）を確保でき、かつ、その範囲を明示するための杭等を設置できること。
 - ② 堆砂土を集積する用地の勾配は1：4以下であること。
 - ③ 確保用地内において、堆砂土を集積する用地の周囲に2mの保安距離を確保できること。
 - ④ 堆砂土を集積する用地の地盤が軟弱でないこと。
 - ⑤ 下久保ダムの貯砂ダムから確保用地までダンプトラック(10t)にて支障なく円滑に運搬できるルートがあること。
 - ⑥ 河川区域及び河川区域から5m以内の土地でないこと。
 - ⑦ その他法令、条例等において堆砂土を集積することに制約がある土地で無いこと。

(3) 機構が行う堆砂土の掘削等・搬入・盛土

- ・ 機構が行う堆砂土の掘削等は、堆砂土の採取箇所がダム貯水池内であり河

川の影響を受けることから、降雨による出水やダム貯水池の運用状況によってはやむを得ず所定の搬入が実施できない場合があります。

- その他機構都合によりやむを得ず所定の搬入が実施できない場合があります。
- 堆砂土にはごみや泥、木片等が含まれています。
- 機構が行う確保用地への堆砂土の搬入及び盛土は、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの期間に行うこととします。
- 機構が行う堆砂土の搬入及び盛土期間において、作業に必要な使用機材、重機等は、確保用地内に保管するものとします。
- 機構が行う確保用地への堆砂土の盛土は、以下によるものとします。
 - ① 盛土高2m以下とし、盛土勾配は1：2以下とする。
 - ② 盛土は重機による整形を行う。なお整形はブルドーザーまたはバックホウによる敷均し及び簡易な整形とし、法面整形、ロードローラーによる転圧等は実施しない。
 - ③ 堆砂土の引き渡し数量は、堆砂土を盛土完了後に計測・計算することで確定させるものとする。

第4 公募期間及び申込み手続き

公募期間は、次のとおりとする。令和6年4月4日（木）午前9時00分から令和6年4月17日（水）午後4時30分まで（郵送の場合は締切日必着のこと）

堆砂土引取希望者は、「堆砂土引取申込書」（様式第1号）、「堆砂土利用計画概要書」（様式第2号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を下久保ダム管理所長（以下「所長」という。）に提出すること。

申込書等の提出先、提出期限及び提出方法は、次のとおりとする。

(1) 申込書等の提出先

〒367-0313 埼玉県児玉郡神川町大字矢納1356-3

独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所

電話 0274-52-2746 FAX 0274-52-5408

メールアドレス：JWA_shimokubo@water.go.jp

(2) 申込書等の提出期限

令和6年4月17日（水）午後4時30分（郵送の場合は締切日必着のこと）

(3) 申込書等の提出方法

書面により、(1)に定める提出先に持参又は郵送で提出すること。

なお、持参する場合は、公募期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後4時30分までとします。

第5 公募関係図書のホームページの掲載

公募期間中、関係図書を管理所ホームページに掲載するものとします。

(1) 掲載期間

令和6年4月4日（木）から令和6年4月17日（水）まで

(2) ホームページ

管理所ホームページに掲載する。

<https://www.water.go.jp/kanto/simokubo/>

第6 本要領に対する質問等

本要領に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出することとします。

(1) 受付期間

令和6年4月4日（木）午前9時00分から

令和6年4月8日（月）午後4時30分まで

(2) 提出場所

第4（1）に定める提出先とします。

(3) 提出方法

質問書（任意様式）に、質問内容、質問者の氏名、担当部署、電話番号及びFAX番号を明記の上、持参、FAXまたは電子メールにより提出するものとし、FAX・電子メールによる場合は、提出後に電話により着信確認を行うこととします。

なお、持参する場合は、（1）に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後4時30分までとします。

(4) 質問に対する回答

所長は、質問に対して速やかに回答するとともに、質問及び回答書は、管理所ホームページで第4（2）に定める期限まで掲載するものとします。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

第7 堆砂土引取予定者の決定

所長は、堆砂土引取希望者から提出された申込書等の内容に関して、次の項目について総合的に適格審査を行い、適格と認められた者の中から堆砂土引取予定者を決定します。なお、評価結果は公表しません。

当該年度に引き渡し予定数量以上の堆砂土の引き渡しが必要と見込まれる時は、新たな募集を出さずに堆砂土引取予定者に対して堆砂土の引取りを依頼することがあるもの

とします。

(1) 確保用地と引取希望数量

- 確保用地までの運搬距離、確保用地の現地状況、希望する引取希望数量により評価します。

(2) 堆砂土引取希望者の協同化等の状況。

- 河川砂利基本対策要綱（昭和49年4月30日付け建設省河計発第42号建設事務次官通達）第4に基づく砂利採取業者の協同化の状況等について評価します。

(3) 確保用地からの堆砂土の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法

- 機構が行う堆砂土の掘削等・搬入・盛土後における確保用地からの堆砂土の掘削、運搬、洗浄方法及び堆砂土に含まれるごみや泥、木片等の処理方法について評価します。

(4) 堆砂土の用途（自家消費又は他者への供給の別、及び公益性等）

- 堆砂土の用途及びその用途の公益性について評価します。

(5) 確保用地の周辺状況及び運搬ルート

- 確保用地の周辺状況について、病院や学校等の公益施設の有無、宅地の有無等や工事によって与えるおそれのある影響の程度等を評価します。
- 確保用地までの堆砂土の運搬ルートについて、10tダンプトラックでの運搬の難易等について評価します。

第8 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施します。

また、確保用地について、堆砂土引取予定者を決定するために機構が現地確認を行う場合があります。この場合は現地確認について協力することとします。

第9 堆砂土引取予定者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、堆砂土引取予定者の決定結果を様式第3号及び第4号により通知するものとします。

様式第3号の通知を受けた堆砂土引取予定者は、様式第5号により回答することをもって機構と合意したものとします。

第10 堆砂土引取予定者の公表

所長は、堆砂土引取予定者の決定後、堆砂土引取予定者名等を管理所ホームページ内に掲載するものとします。

第11 堆砂土の確保用地への受入に係る許認可手続き

確保用地に機構が堆砂土を搬入するにあたり、受入のために必要な許認可等の手続きがある場合は、機構が行う堆砂土の搬入に支障を与えないよう堆砂土引取予定者にて適切に行うこととします。

第12 堆砂土引取予定者の実施内容

機構が行う確保用地への堆砂土の搬入・盛土にあたって堆砂土引取予定者の実施内容は以下のとおりとします。

- (1) 機構が確保用地内に堆砂土を集積するにあたり、周辺環境や社会情勢等の状況により、現場を適切に保全するために必要な排水工、防護柵、飛散防止措置、立入り禁止柵など堆砂土受入のための必要な整備は、機構が行う堆砂土の搬入・盛土に支障を与えないよう堆砂土引取予定者にて行うものとします。
- (2) 機構が確保用地への堆砂土の盛土を終了し、堆砂土引取予定者へその旨を通知した際は、すみやかに堆砂土の引き渡しを受けるものとします。
- (3) 機構から堆砂土の引き渡しを受けた際は、速やかに機構が別途指示する受領書を提出するものとし、以降の堆砂土及び確保用地の管理は堆砂土引取予定者にて実施するものとします。
- (4) 引き渡し後の堆砂土を、確保用地以外の土地で利用する場合（確保用地に搬入した堆砂土が仮置きの場合）は、原則として機構が堆砂土引取予定者へ引き渡した後6ヶ月以内に確保用地から搬出するものとします。
なお、災害等やむを得ない理由で6ヶ月以内の搬出が出来ない場合は、堆砂土を安全に存置するための必要な行為の一切を堆砂土引取予定者にて実施するものとします。
- (5) 引き渡し後の堆砂土及び堆砂土に含まれているごみや泥、木片等の一切は、堆砂土引取予定者にて適切に処理することとします。

第13 その他

- (1) 掘削予定箇所の現地確認・堆砂土の試掘を希望する者は、下久保ダム管理所の担当職員の立会のもと、自らの費用で現地確認・試掘を行うことができるものとします。希望する場合は、第4.(1)に示す連絡先に事前に連絡し、日程調整を行う事とします。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 確保用地の堆砂土の有効利用が完了した後に、その活用状況等についてヒアリングを実施する場合があります。この場合はヒアリングに協力することとします。

(様式第1号)

令和 年 月 日

堆砂土引取申込書

下久保ダム管理所長 殿

申込者 住所または所在地
氏名または名称
代表者氏名

一級河川神流川 下久保ダムにおける堆砂土の引取について、公募要領記載の条件を承諾し、別紙「堆砂土利用計画概要書」のとおり無償での引取を希望するので申し込みます。

(様式第2号)

堆砂土利用計画 概要書

項 目	内 容
氏名又は名称 (砂利採取業者登録年月日及び登録番号*)	()
住所又は所在地 代表者氏名	
担当部署 担当者名 連絡先(電話番号)	
砂利採取業務主任者 (資格取得年月日及び登録番号)	()
採取について保証を受ける見込みのある 砂利採取業者 (協同組合等団体以外の場合のみ記載) ※ 2者以上を記載	
引取を希望する堆砂土の概算数量	
確保用地の住所とその土地の所有または 借地による確保や土地所有者の了解を証 明する資料	住所： ※ 位置や土地の所有者等がわかる資 料、土地所有者の了解を証明する書類 (同意書等)を添付する。 ※ 現地状況がわかる写真(全体写真、出 入口写真等)を添付する。
確保用地までの運搬ルート	※ 下久保ダムの貯砂ダムから堆砂土引 取希望者が確保した用地までの経路を 示した地図を添付する
確保用地からの堆砂土の掘削(採取)・ 運搬・洗浄選別の方法(工程を含む)及 び掘削(採取)等のための設備その他の 施設 (確保用地に搬入した堆砂土について骨 材利用等を行うために洗浄等を実施する 場合には記載)	※ 洗浄設備の写真等を添付してくださ い。

プラントの所有状況	所在地 自己所有（ 新設 ・ 改修 ・ 既存 ） 貸借（所有者住所氏名： ）
洗浄選別後の不用残土等の処理方法	
採取した有用砂利等の用途・使用方法	

※ 必要に応じて図面等を添付してください。

※ 本様式に記載しきれない場合は、適宜別紙を作成する等により対応してください。

(様式第3号)

下第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

下久保ダム管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の堆砂土引取予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける堆砂土の無償での引取の希望については、下久保ダムにおける堆砂土引取希望者公募要領第3に定める条件及び第12に定める実施内容に同意するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを条件として貴殿を堆砂土引取予定者として決定したので通知します。

なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構
下久保ダム管理所
担当 管理班 西村
電 話：0274-52-2746
F A X：0274-52-5408
E-mail：JWA_shimokubo@water.go.jp

(様式第4号)

下第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

下久保ダム管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の堆砂土引取予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける堆砂土の無償での引取の希望については、審査の結果、貴殿を堆砂土引取予定者として決定するに至りませんでしたので通知します。

なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構
下久保ダム管理所
担当 管理班 西村
電 話：0274-52-2746
F A X：0274-52-5408
E-mail：JWA_shimokubo@water.go.jp

(様式第5号)

令和 年 月 日

下久保ダム管理所長 殿

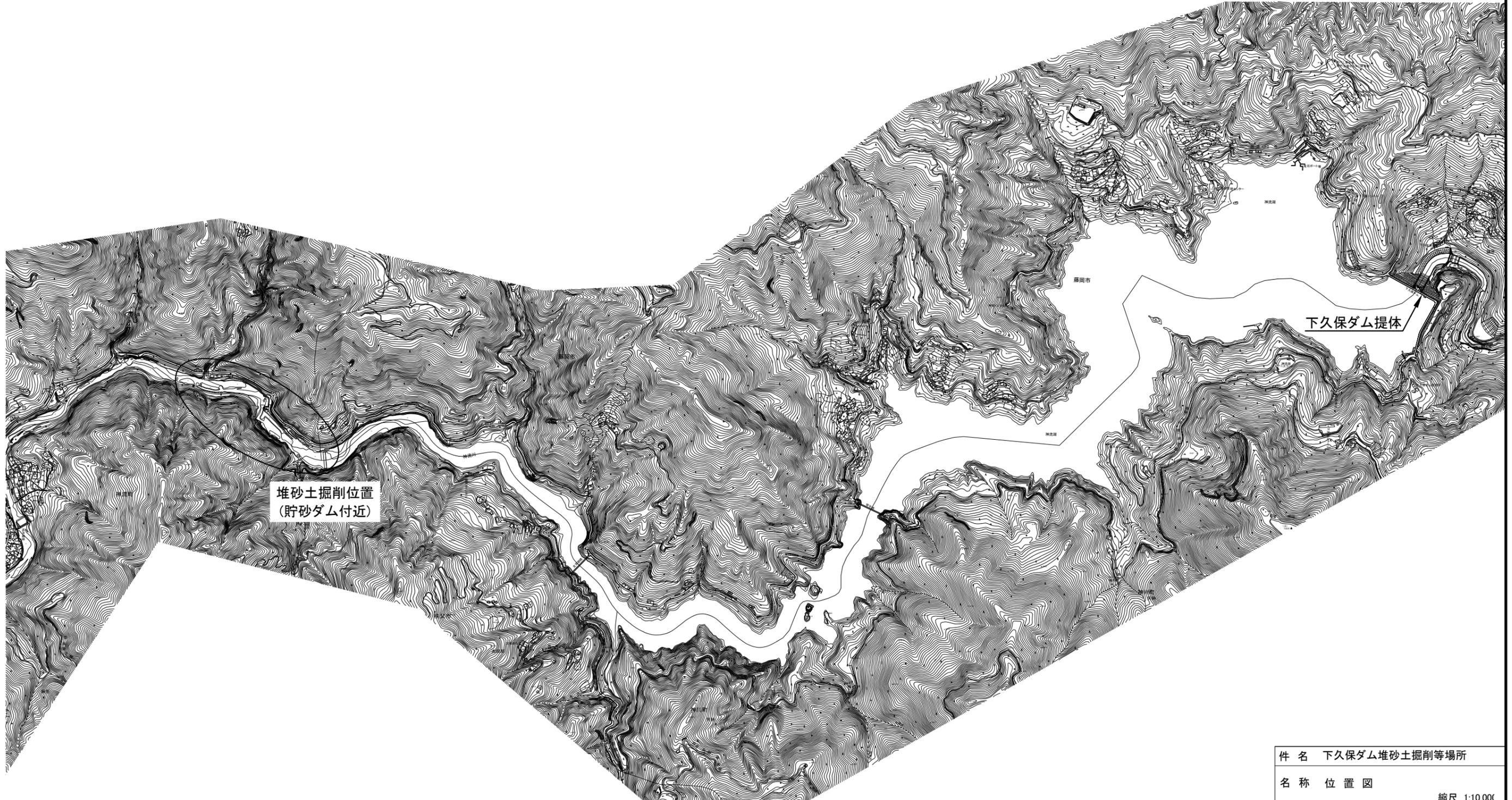
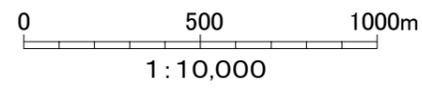
氏名又は名称

代表者氏名

下久保ダムにおける堆砂土の堆砂土引取予定者の決定について（回答）

令和 年 月 日付下第 号で通知のあった標記について、下久保ダムにおける堆砂土引取希望者公募要領第3に定める条件及び第12に定める実施内容に同意するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを誓約します。

位置図



件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名称	位置図	縮尺 1:10,000
登録番号		整理番号 1/3
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所		

図面の縮尺は、A1版で印刷した場合のものである。

多野郡
神流町
柏木

貯砂ダム付近平面図

縮尺 S=1 : 1,500



貯砂ダム

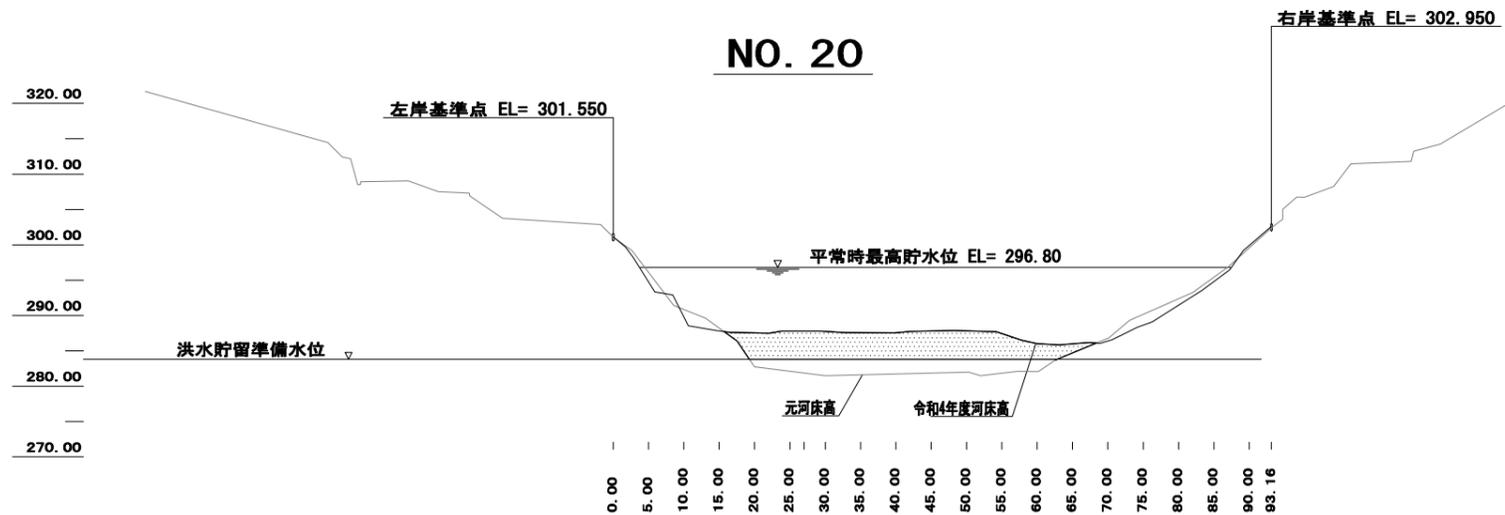
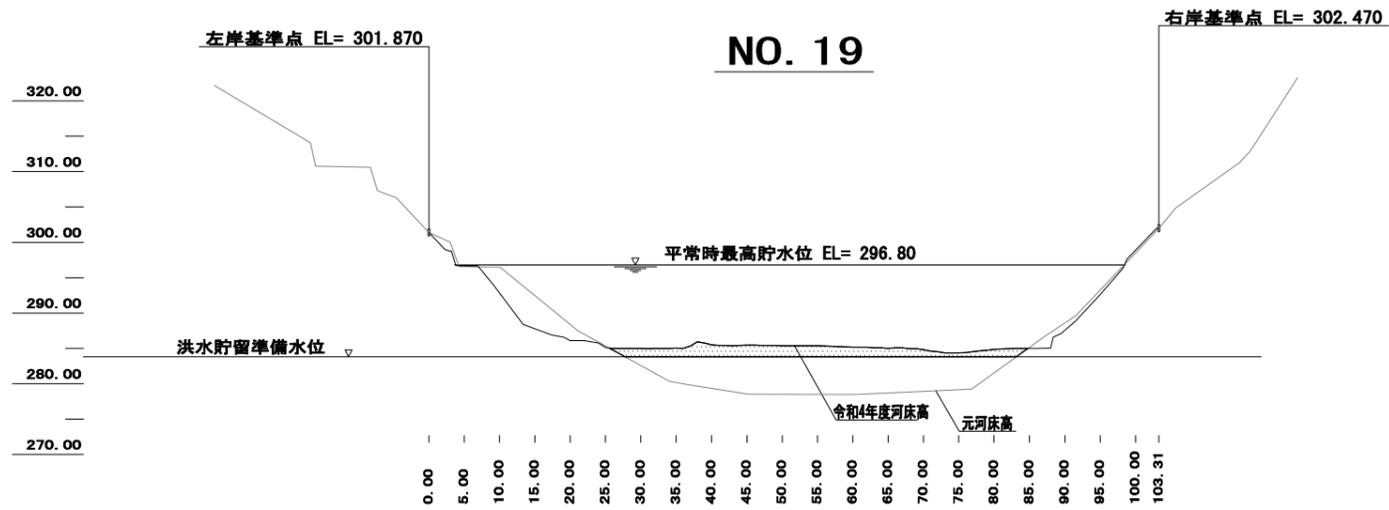
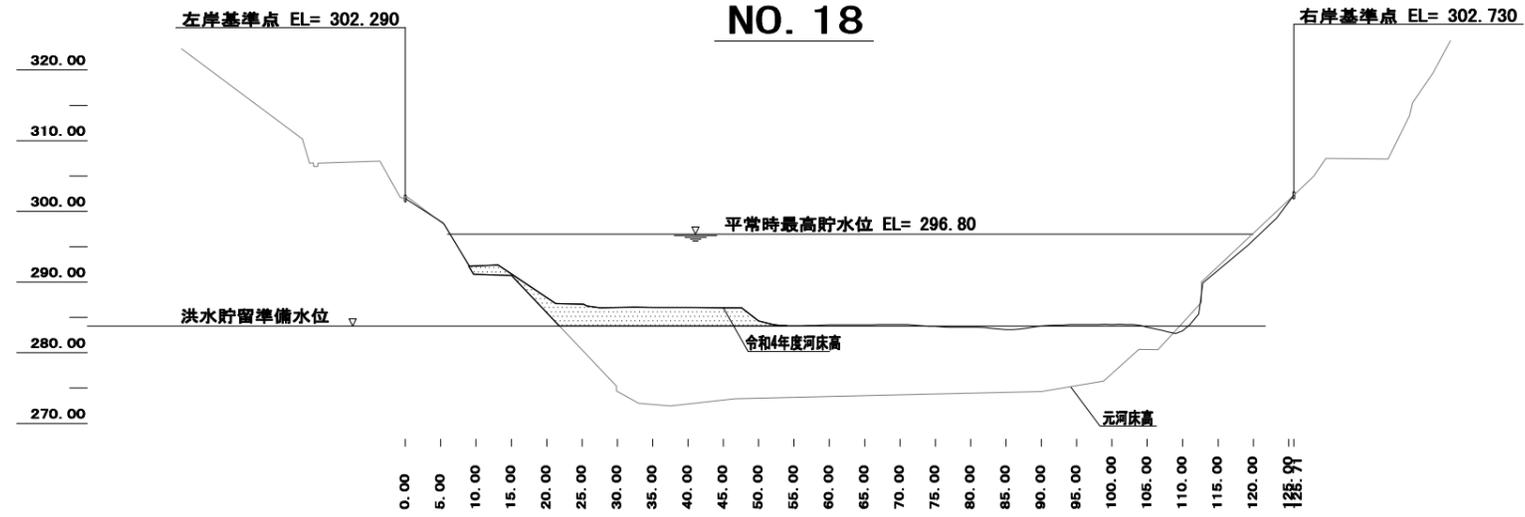
馬立橋
図面の縮尺は、A1版で印刷した場合のものである。

件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所		
名称	貯砂ダム付近平面図		
登録番号	整理番号	2 / 3	
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所			

縮尺 1:1,500

貯砂ダム付近 掘削断面図 (参考図)

S=1:500



件名 下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名称 貯砂ダム付近 掘削断面図 (参考図)	
縮尺 1:500	
登録番号	整理番号 3 / 3
独立行政法人 水資源機構 下久保ダム管理所	

(参考資料) 堆砂土掘削作業状況(過去の事例)

